

豊島区立明豊中学校「いじめ防止基本方針」

1. 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものとする。

2. 取組の基本姿勢

いじめは、どの学級・学年でも起こり得るとの認識をもち、未然防止、早期発見、早期解決に向け、学校の総力をあげて取り組むこととする。解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関と連携を図る。なお、いじめの定義は、いじめ防止対策推進法の規定によるものとする。

3. 取組の内容

- (1) 年度初めに、いじめ防止年間計画を作成する。
- (2) 道徳教育、学級活動、国際理解教育等を充実させ、子供の豊かな心を育てる。
- (3) いじめ防止月間を定め、生徒への啓発とともに生徒向けアンケート、全生徒との面談を実施し、いじめの早期発見に努める。
- (4) 外部委員をメンバーに含めた「いじめ対策検討委員会」を設置・開催する。
- (5) 悩んでいる生徒が相談しやすい体制を整備する。
- (6) いじめが発生した場合は、校内サポート会議を招集し対応を検討する。
- (7) 教員向け「いじめ対応マニュアル」を作成する。
- (8) いじめと思われる事案が発生した場合は、関係保護者、教育委員会、関係諸機関と連絡を密にして解決に取り組む。
- (9) 生徒が精神的に追いつめられ、登校できなくなるなどの重大事態が発生した場合は、いじめ対策検討委員会を招集するとともに豊島区教育委員会に報告する。

4. その他

- (1) 「いじめ防止基本方針」は、平成26年5月1日より施行する。

令和２年度 いじめ防止対策年間計画

月	生徒・保護者への働きかけ	会議等
4	・保護者会 ・教育相談	・職員会議（生活指導） ・いじめ対応マニュアルの確認
5		・いじめ防止研修会
6	☆いじめ防止月間 ・校長講話（いじめ防止） ・学級指導 ・いじめアンケートの実施	・学校運営連絡協議会 ・いじめアンケートの結果に対する対応
7	・スクールカウンセラーとの面談 ・i－チェックの実施（1回目） ・保護者会 ・教育面談	・スクールカウンセラーとの面談 結果の報告
8		
9		・職員会議（生活指導） ・1回目のi－チェックの分析
10	i－チェック（2回目）の実施	
11	☆いじめ防止月間 ・校長講話（いじめ防止） ・いじめアンケートの実施	・学校運営連絡協議会 ・いじめアンケートの結果に対する対応
12	・教育相談 ・体罰調査の実施	・2回目のi－チェックの分析 ・体罰調査の結果に対する対応
1		・職員会議（生活指導）
2	☆いじめ防止月間 ・校長講話（いじめ防止） ・いじめアンケートの実施	・いじめアンケートの結果に対する対応
3	・保護者会 ・生徒面談	学校運営連絡協議会

豊島区立明豊中学校「いじめ防止対策委員会」設置要項

第1条 目的

外部の関係者とともに校内外のいじめ等について情報交換を行い、学校及び保護者・地域におけるいじめ等の防止について協議を行い、具体的な対策を行うために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

第2条 委員会の構成

本委員会の委員長は校長とし、副委員長は副校長とする。また、委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

第3条 委員会の招集

委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員からの意見を集約して具体的な対策を講ずる。

第4条 委員の任期

委員の任期は、1年とする。

第5条 委員会の庶務

委員会の庶務は、生活指導部において処理する。

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 この要項は、平成26年5月1日から施行する。

別表1

1	委員長	校長
2	副委員長	副校長
3	委員	目白警察署生活安全課少年係
4	委員	東部子ども家庭支援センター職員
5	委員	主任児童委員
6	委員	第六地区青少年育成委員会会長
7	委員	第七地区青少年育成委員会会長
8	委員	P T A会長
9	委員	生活指導主任
10	委員	生活指導部いじめ防止担当教諭
11	委員	養護教諭
12	委員	スクールカウンセラー